

## 三次市消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、三次市消防団に積極的に協力している事業所又は団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において、用語の定義は、次に掲げるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又は団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所(以下「協力事業所」という。) 市長が消防団活動に積極的に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証(以下「表示証」という。) 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、住民自治組織の代表者、消防団後援会長等の消防団活動を支援する者をいう。

### (表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、三次市消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等を三次市消防団協力事業所表示推薦書(第2号)により、市長に推薦することができる。

### (認定)

第4条 市長は、前条第1項に規定する申請又は同条第2項に規定する推薦のあった事業所等が、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所として認定するものとする。

- (1) 従業員が、消防団員として相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど、消防団活動に協力している事業所等
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が地域の消防防災体制の充実強化に特に寄与していると認める事業所等

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条に規定する認定を行ったときは、当該事業所等(消防関係法令に違反している事業所等は除く。)に表示証(様式第3号)を交付するものとする。

2 市長は、他の市町に所在する事業所等を協力事業所として認定しようとするときは、あらかじめ当該市町長と協議のうえ、当該市町長と連名で、表示証を交付するものとする。

(表示証の表示)

第6条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

(表示証交付整理簿)

第7条 市長は、表示証の交付に際して、三次市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等は、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に、協力事業所の現状及び表示の継続の意思を確認したうえで、認定を更新できるものとする。この場合において、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたとき、又は協力事業所としての表示が適当でない認めるときは、当該協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は当該協力事業所に取消しの理由

を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、三次市消防団への協力内容等について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 市長は、協力事業所を三次市消防表彰条例(平成16年三次市条例第253号)第3条の規定に基づき表彰することができる。

(所掌)

第12条 この告示に関する事務は、総務部危機管理課において所掌する。

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年12月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

三次市消防団協力事業所表示申請書

平成 年 月 日

三 次 市 長 様

協 力 事 業 所

所 在 地

協 力 事 業 所

名 称

代 表 者

印

担 当 者

印

電 話

三次市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により，次のとおり申請します。

1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）

新 規（初めて消防団協力事業所の表示を受ける場合）

追 加（既に消防団協力事業所の表示を受けており，その有効期間内に追加して他市町の表示を受ける場合）

再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い，再度表示を希望する場合）

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○ 印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として，相当数入団している。

2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時に事業所に資機材等を消防団に提供するなど協力している。
4		事業所に機能別分団等を設置している。
5		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

### 3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名(分団名)	市町名

### 4 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な資料

市町 記入欄	申請	【特記事項】  表示年月日 平成 年 月 日
	推薦	

様式第2号（第3条関係）

三次市消防団協力事業所表示推薦書

三 次 市 長 様

推薦者

住所

氏名

印

被推薦者

協力事業所所在地

協力事業所名称

代 表 者

1 協力内容（該当する項目に 印を付けてください。）

項目 番号	印	取組内容
1		従業員が消防団員として、相当数入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

## 2 従業員の消防団所属状況

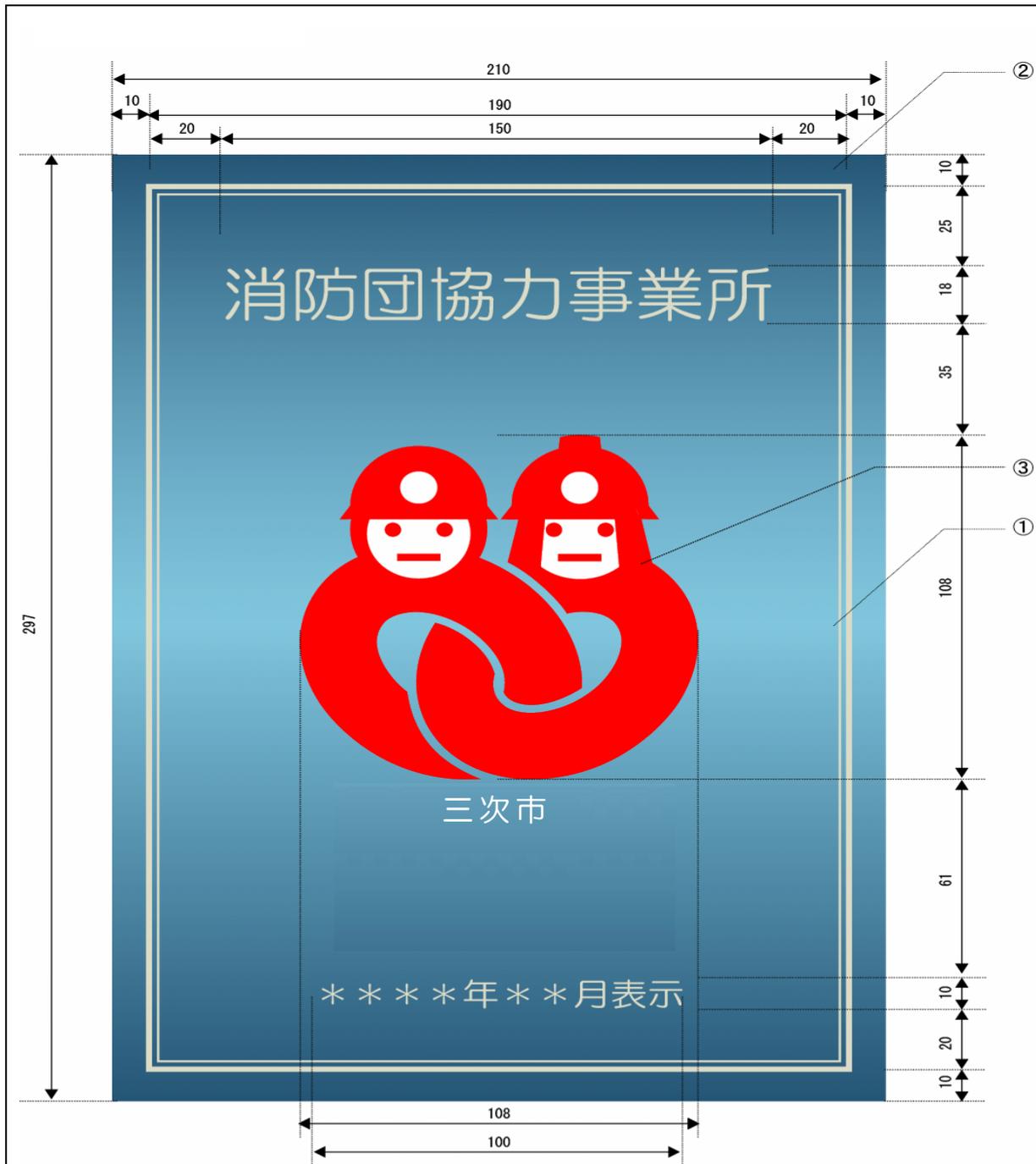
従業員名	所属消防団名	市町名

## 3 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他審査に必要な資料

市町 記入欄	申請 推薦	【特記事項】 表示年月日 平成 年 月 日
-----------	----------	--------------------------

様式第 3 号 ( 第 5 条関係 )



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは 6mm 以上とする。  
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色 (CMYK 値による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C: 50%、M: 5%、Y: 0%、K: 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C: 85%、M: 40%、Y: 25%、K: 12%)
③	表示マーク (面)	赤 (C: 0%、M: 95%、Y: 90%、K: 0%)
④	文字、枠線	銀